

北海道告示第10926号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年4月10日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年12月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

旭川駅前共同ビル

旭川市宮下通8丁目左1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社旭川平和プラザ 代表取締役 田邊 耕介

旭川市宮下通8丁目左1号

他6者

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

旭川1・8ビル 旭川駅前共同ビル

旭川市1条通8丁目右1号、宮下通8丁目左1号

(変更後)

旭川駅前共同ビル

旭川市宮下通8丁目左1号

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあたっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社そごう・西武	代表取締役社長 松本 隆	東京都千代田区二番町5番地25
浅岡 公之		旭川市台場2条6丁目7番2号
大沢 淑明		旭川市金星町3丁目2番10号
安井 哲博		旭川市神楽3条9丁目2番15号
及川 康三		旭川市8条西1丁目1番8号
山田 清子		旭川市10条通13丁目左4号
有限会社やまだ	代表取締役 山田 清子	旭川市10条通13丁目左4号
木原 美智子		旭川市大町1条11丁目グランルーレ山崎201
有限会社旭川富士商事	代表取締役 安井 行子	旭川市神楽3条9丁目2番15号
株式会社旭川平和プラザ	代表取締役 稲村 健藏	旭川市宮下通8丁目左1号
柿坂商事株式会社	代表取締役 柿坂 和男	旭川市宮下通10丁目4065番地4
石田 甲子男		旭川市神居3条9丁目2番9号
松田 京子		旭川市2条通10丁目右5号
有限会社丸正加藤商店	代表取締役 加藤 美智子	旭川市4条通2丁目右7号

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社旭川平和プラザ	代表取締役 田邊 耕介	旭川市宮下通8丁目左1号
柿坂商事株式会社	代表取締役 柿坂 和男	旭川市東5条4丁目1番6号
石田 昭子		旭川市神居3条9丁目2番9号
松田 京子		旭川市2条通10丁目右5号
福士 宏子		東京都世田谷区桜3丁目10番5号
有限会社丸正加藤商店	代表取締役 小泉 明美	旭川市4条通2丁目右7号
小泉 明美		旭川市4条通2丁目925番地の2

(4) 変更の年月日

平成28年10月15日

(5) 変更する理由

上空通路と地下通路の撤去により、それぞれが「一つの建物」となり、旭川1・8ビルは解体されるため

2 届出年月日

平成28年12月1日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年12月9日(金)から平成29年4月10日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで